

令和2年度
四国地方整備局総合評価落札方式等に係る実施方針

【工事】
令和2年度
総合評価落札方式実施方針

公共工事の品質を確保するため、価格以外の技術的要素を重視する総合評価落札方式の拡充を図るとともに、四国の地域性を踏まえ、その評価項目、配点等の見直しを行ってきた。

過去の見直しにおいて、懸念されていた課題について、分析を進めたところ以下の状況となっている。

【現状の分析結果】

◆受注状況

○受注工事が一社に集中する状況にはないが、入札業者数(実数)が減少傾向にある。

◆工事品質の確保

○「技術提案評価型」と「施工能力評価型」の発注方式において、より技術力を求める「技術提案評価型」が工事成績が高くなっており、技術力の評価が品質確保において有効に機能している。

◆担い手の確保

○技術者の実績、成績評価において、現場代理人の実績を主任(監理)技術者と同等に評価している事により、若手技術者等の主任(監理)技術者の実績を有しない技術者についても受注可能な評価基準となっており、その後の工事成績についても、品質が確保されている事が確認された。

◆その他、現状の評価項目等の分析

○評価点獲得率が高いほど工事成績も高い傾向があることが確認できた。これら評価点の設定が品質に有効に機能している。

○各評価項目及び配点は、落札者の優位性が担保される評価内容となっている。

○応札者数が減少傾向にある補修工事等について企業の入札参加意欲を向上させる取組が必要。

～地域の守り手確保のために地域建設業の存続を目指して～

現状分析を踏まえ、今後更なる分析を進めるとともに、引き続き以下の4項目に配慮した総合評価落札方式を実施する。

1. 担い手確保による働き方改革の推進

- ① WLB推進企業の評価（法令に基づく認定を受けた企業を評価）
- ② 橋梁保全工事における配置予定技術者の交代要件の緩和（途中交代を認める工事の試行）
- ③-1 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅰ（現場代理人の経験を主任(監理)技術者の経験と同等評価）
- ③-2 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅱ（担当技術者の経験を主任(監理)技術者等の経験と同等評価）
- ③-3 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅲ（配置予定技術者の年齢を加点評価）
- ③-4 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅳ（40歳以下の担当技術者の配置を加点評価）
- ④ 建設シニアの配置を促す評価方式（60歳以上の担当技術者の配置を加点評価）
- ⑤ 週休2日履行証明書交付（「履行証明書」を交付された企業の加点評価）
- ⑥ 専任補助者制度（現場経験の少ない技術者をベテラン技術者が補助）

2. 生産性向上への取組

- ① 新技術導入促進型（新技術の活用により生産性向上を図る）
- ② ICT活用工事の推進（ICTの全面的な活用により生産性向上を図る）
- ③ ICT活用証明書交付（「ICT活用証明書」を交付された配置予定技術者の加点評価）

黒文字:継続 青文字:拡充 赤文字:新規

3. 持続性のある地域建設業の育成

- ① 企業における工事成績評価期間の延長
- ② 登録基幹技能者配置における加点評価
- ③ 堤防維持工事等における河川維持管理技術者等の評価
- ④ 自治体実績評価型（県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同等に扱う試行）
- ⑤ 地元企業の新たな参入を促す方式（チャレンジ型）（企業・技術者の成績・表彰を評価しない）
- ⑥ 橋梁補修工事等の実績を有する企業を評価する試行（橋梁上部）
- ⑦ 橋梁補修工事、経常維持工事等の実績を有する企業を評価する試行（橋梁下部）
- ⑧ 経常維持工事の施工実績（企業）を評価する試行（一般土木工事C等級において加点評価）
- ⑨ 経常維持工事の施工経験（技術者）を評価する試行（一般土木工事C等級における同種工事と同等評価）

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

- ① 余裕期間制度
- ② 一括審査方式
- ③ 段階選抜方式
- ④ 技術提案・交渉方式

黒文字：継続 青文字：拡充 赤文字：新規

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

① 段階選抜方式でWLB推進企業を加点評価する試行【継続】

建設業界におけるワーク・ライフ・バランスの推進を目的として、「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業」として法令に基づく認定を受けた企業を評価する試行を継続実施。

WTO対象の一般土木（トンネル等）、建築及び港湾土木の全工事で実施する。

段階選抜方式の1次審査において、技術提案及び企業・技術者の評価に加え、以下の認定を受けている企業を加点（1点）評価する。

・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等）	R元.12	H30.12
・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）	一般土木AB等級企業の取得状況：10企業	6企業 16企業 0企業
・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	一般土木AB等級企業の取得状況：20企業	
	一般土木AB等級企業の取得状況：0企業	

◆近年の取り組み

- ・平成29年度の実施件数はトンネル4件、港湾土木1件
- ・平成30年度の実施件数はトンネル1件、港湾土木1件
- ・令和元年度の実施件数はトンネル5件、港湾土木2件
- ・令和2年度も継続

② 橋梁保全工事において配置予定技術者の交代要件を緩和する工事【継続】

全国的に技術者不足が課題となっている鋼橋保全工事において、工事期間を「非専任期間」「専任期間（足場等存置期間）」「専任期間（現場施工期間）」に区分し、区分が切り替わるタイミングで配置予定技術者の途中交代を認める工事の試行を実施する。なお、総合評価における技術者評価は「専任期間（現場施工期間）」の配置予定技術者を評価する。

◆近年の取り組み

- ・平成29年度は、「平成29－30年度 吉野川大橋橋梁補修工事」で実施
- ・令和元年度は、「令和元－2年度 吉野川大橋橋梁補修工事」他1件の合計2件で実施
- ・令和2年度も引き続き大規模な橋梁保全工事等への活用を予定

③-1 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅰ【継続】

若手技術者の登用促進・育成を目的として、同種工事の経験について、現場代理人の経験を、主任(監理)技術者の経験と同等評価する評価方式を、令和2年度も引き続き全工事を対象に実施する。

③-2 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅱ【継続】

若手技術者の登用促進・育成を目的として、担当技術者の経験を、主任(監理)技術者等の経験と同等評価する評価手法を、令和2年度も引き続き分任官工事を対象に試行を実施する(対象は、難易度の低い工事[河川・海岸堤防、道路改良等])。

同種工事の施工経験

平成17年度以降の主任(監理)技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験		直轄	旧公団等	他省庁・都道府県・政令指定都市	市町村	その他
主任(監理)技術者等又は担当技術者	より同種性の高い工事	10	7	5	3	0
主任(監理)技術者等又は担当技術者	同種性が認められる工事	7	5	3	1	0

同種工事の工事成績評定通知による評定点

平成24年度以降の配置予定技術者の同種工事の評定点	直轄工事	
	主任(監理)技術者等又は担当技術者	より同種性の高い工事
80点以上	30	20
80点未満 78点以上	25	15
78点未満 76点以上	20	10
76点未満 74点以上	15	5
74点未満 72点以上	10	0
72点未満 70点以上	5	0
70点未満	0	0

「同種工事の施工経験」及び「同種工事の工事成績評定点通知における評定点」において、**担当技術者の経験を、主任(監理)技術者等の経験と同等に評価する。**

◆近年の取り組み

- 平成30年度(試行開始) 実施件数24工事(全参加者80者 活王者5者 うち受注者3者)
- 令和元年度(12月末時点契約済み工事) 実施件数18工事(全参加者32者 活王者2者 うち受注者1者)
- 令和2年度も継続

③-3 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅲ 【継続】

若手技術者の登用促進・育成を目的として、配置予定技術者の年齢を加点要素とする評価手法を、令和2年度も引き続き分任官工事を対象に試行を実施する（③-2の担当技術者経験を同等評価する試行工事との重複は行わない。）。

- ・過去3年間における申請時点の全技術者の年齢の約2割を占める **40歳以下 → 最大10点（加点）**
 - ・過去3年間における申請時点の主任（監理）技術者の平均年齢である **50歳以上 → 0点（加点なし）**
 - ・40歳から50歳までの各年齢において、技術者評価で10点を配分
- ※40歳以下の者の工事成績評価点が平均点相当（76～78点）であった場合と、50歳以上の者の工事成績評価点が満点相当（80点以上）であった場合に同等の評価となる。

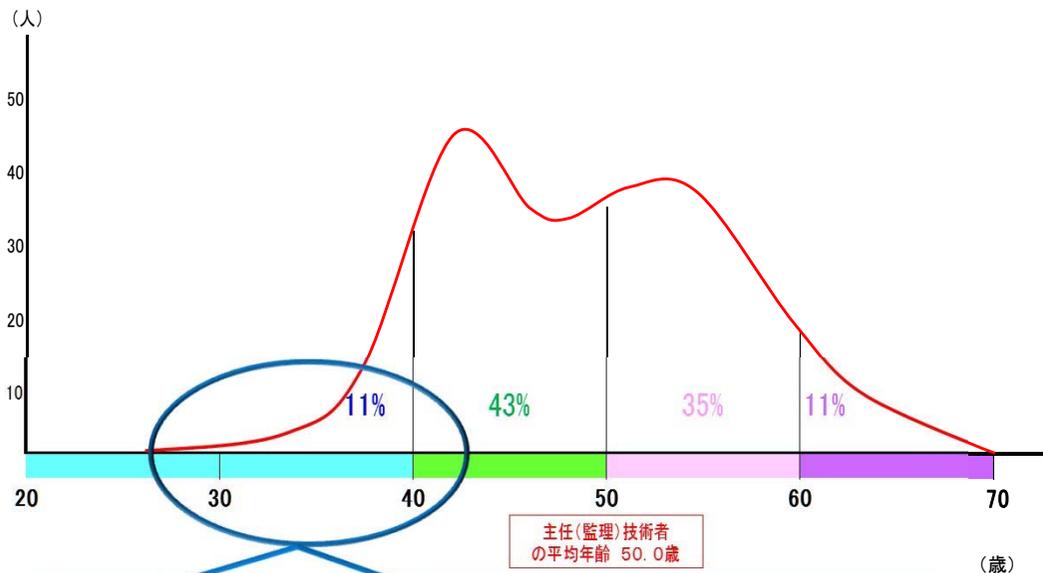
◆近年の取り組み

- ・平成30年度（試行開始） 実施件数 8工事（全参加者18者 活ユーザー11者 うち受注者 4者）
- ・令和元年度（12月末時点契約済み工事） 実施件数15工事（全参加者39者 活ユーザー32者 うち受注者13者）
- ・令和2年度も継続

③-4 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅳ 【継続】

若手技術者の登用促進・育成を目的として、一定年齢（40歳）以下の担当技術者の配置を加点評価する評価手法を、令和2年度も引き続き分任官工事を対象に試行を実施する。

■ H27～29完成工事の主任（監理）技術者の年齢分布



主任（監理）技術者の平均年齢は50歳と高齢化が進んでおり、今後も継続的に技術者を確保していくためには、若手技術者（40歳以下：11%）の確保・育成が急務。

■ 実施内容

【対象工事】

- 全工種

【加点条件】

- 40歳以下の担当技術者を、1/2工期以上配置すること
- 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有していること

【配点】

その他企業評価において、5点加点する。

【期待される効果】

本試行工事の経験を、③-2の担当技術者の経験を主任（監理）技術者等の経験と同等に評価する試行で活用することで、若手技術者の配置を促進する。

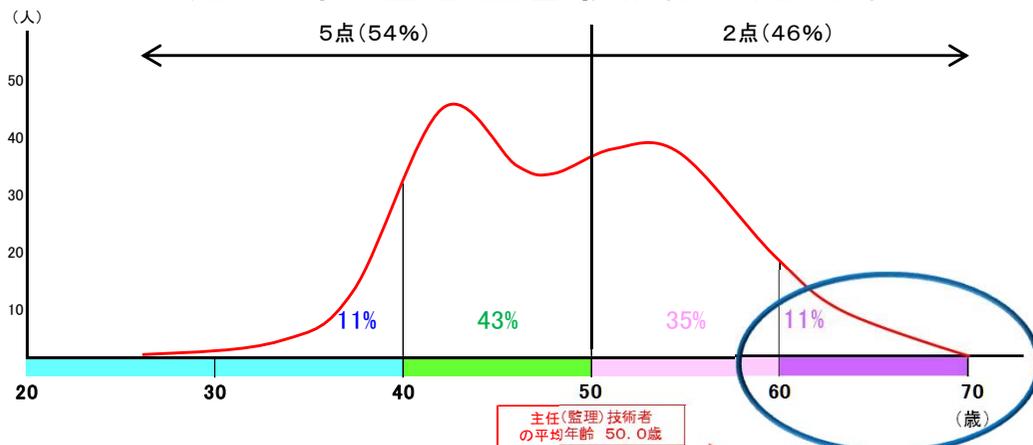
◆ 近年の取り組み

- 令和元年度（試行開始）
（12月末時点契約済み工事） 実施件数7工事（全参加者14者 活用人1者 うち受注者1者）
- 令和2年度も継続

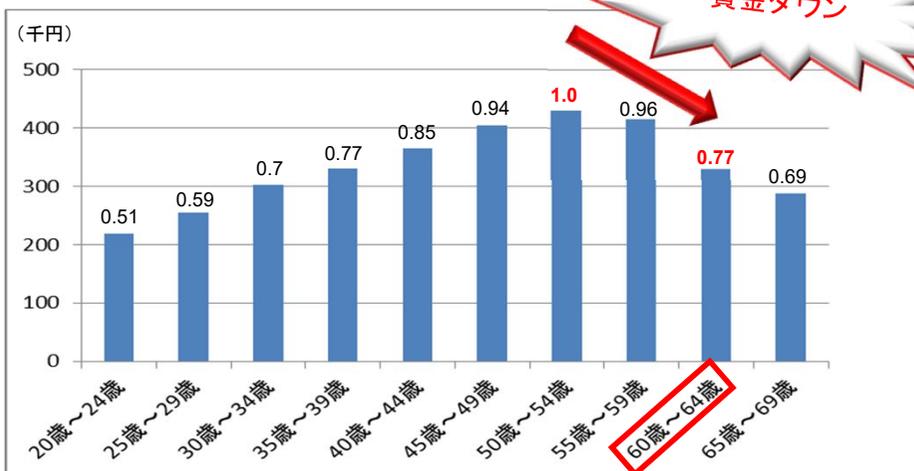
④建設シニアの配置を促す評価方式の実施【継続】

高齢化が急速に進む四国の実情を踏まえ、熟練技術者の活躍の場を確保し、その豊富な知識・経験の次世代への継承を目的として、一定年齢（60歳）以上の担当技術者の配置を加点評価する評価手法を、令和2年度も引き続き分任官工事を対象に試行を実施する。

■H27～29完成工事の主任（監理）技術者の年齢分布



■建設業における年齢別賃金



出典：平成29年賃金構造基本統計調査（厚労省）

※グラフの小数点はピーク比率を示す

■実施内容

【対象工事】

- 一般土木工事C等級

【加点条件】

- 60歳以上の担当技術者を、1/2工期以上配置すること
- 1級土木施工管理技士の資格を有していること

【配点】

若手技術者への技術継承を目的とするため、当該工事の監理技術者等が50歳以下の場合は5点、50歳を超える場合は2点をその他企業評価において加点する。

◆近年の取り組み

- 令和元年度（試行開始）
（12月末時点契約済み工事）
実施件数2工事（全参加者9者、活ユーザーなし）

- 令和2年度も継続

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

⑤週休2日履行証明書交付の取り組み【新規】

- 四国地方整備局発注の週休2日工事において、取り組み達成を行った受注業者に対して成績評定通知時に「履行証明書」を交付。 <平成31年4月1日以降に公告した工事を対象>
- **令和2年度の総合評価から、「履行証明書」を提出された企業の加点評価を行う。**
- 令和元年度内完成工事における履行証明書の交付予定件数：139工事（全工事件数217工事のうち約64%）

交付基準

- 平成31年4月1日以降に公告した工事で、週休2日を達成したすべての工事が対象。
- 工事が完成し、週休2日の達成*を確認後、成績評定通知時に「履行証明書」を交付。

※ 「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」、「4週6休以上4週7休未満」の達成状況により、履行証明書を交付

週休2日履行証明書の交付と加点評価

- 履行証明書の有効期限は、交付日から1年間有効。
- **令和2年度の総合評価から、全ての工事で加点評価を実施。**

The diagram shows a timeline starting with '公告' (Announcement) in Heisei 31, followed by '契約' (Contract) and '週休2日工事' (2-day rest work). The '交付日' (Delivery date) is marked with a red dashed line. A red arrow indicates a '1年間有効' (1 year valid) period for the '総合評価の加点評価' (Bonus evaluation in overall evaluation) starting from the delivery date and extending into Reiwa 2.

<証明書>

（別紙2）

四国地方整備局発注の工事において、達成した旨を記載する。

達成状況に記載

総合評価 ◆ 企業評価（その他企業評価）で加点

評価の視点	評価項目	評価点	
災害時等の対応	災害時の事業継続力の評価	5	
	災害時の復旧支援体制	5	
地理的条件	地域内での拠点※	5	
	鋼橋等製作工場の体制※	5	
	AS舗装施工体制※	10	
ICT技術評価	ICT技術の全面的活用※	5	
情報化施工技術の活用	情報化施工技術の活用※	5	
	週休2日工事の実績	週休2日履行証明書の評価	最大3
技能者等の活用	登録基幹技術者の活用※	5	
	河川維持管理技術者等の活用※	5	

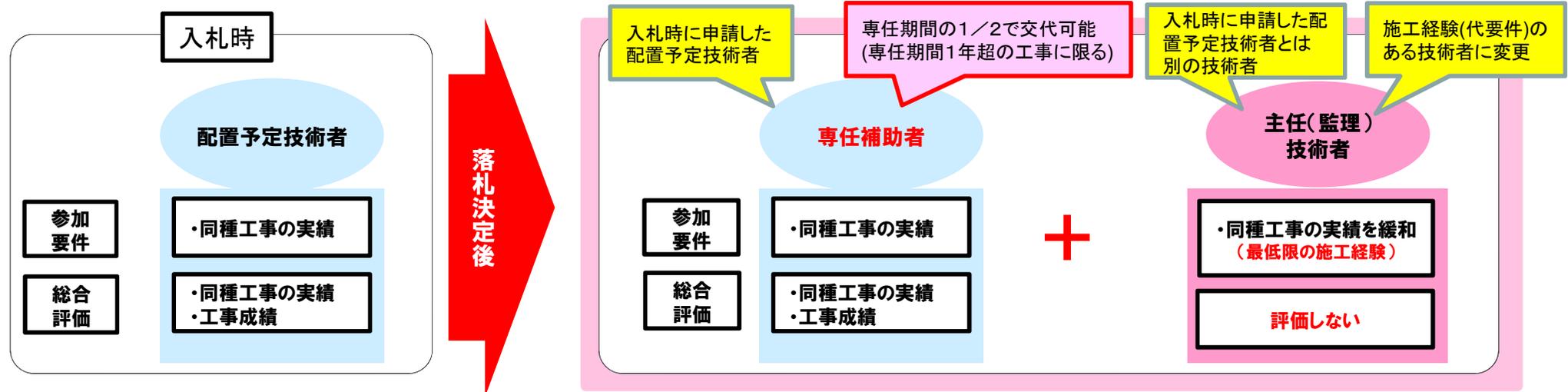
- ### 【企業評価：週休2日】
- 週休2日達成状況に応じて、**最大3点**の加点評価
- ・ 4週8休以上
加点評価 **3点**
 - ・ 4週7休以上、4週8休未満
加点評価 **2点**
 - ・ 4週6休以上、4週7休未満
加点評価 **1点**

※工事内容に応じて適宜設定する評価項目

⑥専任補助者制度【拡充】

現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（専任補助者）を配置することができる試行を実施する。

- 専任補助者を配置する場合、落札決定後に配置予定技術者を選定し、受発注者間の協議によって決定する。
- 専任補助者を配置する場合、新たに配置する主任技術者又は監理技術者の施工経験は、最低限の施工経験（任意に設定）を有するものとする。
- 専任補助者は以下の条件を満たせば交代させることができる。
トンネル： 従事期間が1年を超え、かつ当該工事の専任期間の1/2を超えた場合
鋼橋上部、PC： 工事内容に応じて交代時期を判断
ただし、交代できる技術者は入札手続時の技術者評価点が交代前の専任補助者と同等以上となる者とする。



- ・令和元年度は、WTOの一般土木工事(トンネル)の5件で試行を実施。
※5件とも令和2年2月下旬～3月初旬に契約予定の工事であるため、本制度の活用状況は今後確認する。
- ・令和2年度は、一般土木工事(トンネル)での活用状況を確認し、本官工事の鋼橋上部やPCへ拡充。

①新技術の導入促進を図る総合評価方式【継続】

新技術の活用による生産性向上を図るため、研究開発段階にある新技術の提案を求める「新技術導入促進(Ⅱ)型」について試行を実施する。また、新技術活用に関する新たな取り組みについても検討する。

新技術導入促進Ⅱ型：新技術の活用を求める「技術提案テーマ」を設定し、技術提案書を評価。

◆近年の取り組み

- 平成30年度は、WTO対象のトンネル工事で試行を実施(試行件数:トンネル工事1件)
- 令和元年度は、鋼橋上部工事に適用(試行件数:トンネル工事2件、鋼橋上部工事1件)
- 令和2年度は、2件程度実施予定

テーマの例：「製作時または架設時における情報処理技術等を活用した出来形計測等の省人化手法」に関する技術提案

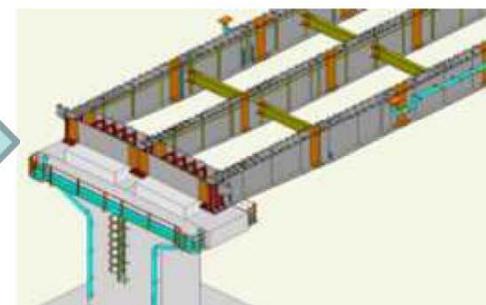
最新技術の導入イメージ



施工時計測状況 (イメージ)



連携



3次元データによる設計 (イメージ)

② ICT活用工事の推進【継続】

ICT土工の推進を図るため、ICTの活用を評価する試行を引き続き実施する。

平成30年度実施件数（土工量5,000m³以上の工事が対象）

◆土工	発注者指定型：1件	施工者希望Ⅰ型：10件	施工者希望Ⅱ型：16件	合計：27件
◆舗装	発注者指定型：2件	施工者希望Ⅰ型：2件	施工者希望Ⅱ型：1件	合計：5件

令和元年度実施件数(予定含む)（土工量3,000m³以上の工事が対象）

◆土工	発注者指定型：1件	施工者希望Ⅰ型：24件	施工者希望Ⅱ型：31件	合計：56件
◆舗装	発注者指定型：1件	施工者希望Ⅰ型：3件	施工者希望Ⅱ型：6件	合計：10件

令和2年度も継続

② ICT活用工事の推進 【継続】

ICTチャレンジ型（ICT施工未経験企業支援）

発注者指定型以外の工事で、「ICT活用工事プロセス」の①～④の一部を活用してICT施工する場合においては、その必要費用を**契約変更の対象**とする。

企業として「ICT専任講師」を初めて活用した場合、ICT専任講師の必要費用を**契約変更の対象**とする。

※「ICT活用工事」とは

- ① 3次元起工測量、② 3次元設計データ作成、③ ICT建機による施工、④ 3次元出来形管理等の施工管理、
- ⑤ 3次元データの納品 をすべて実施した工事

<期待される効果>

- ICT施工未経験企業に対して、**ICT施工の費用を計上**することにより、ICT施工の導入を促す
- ICT専任講師のレクチャーと**講師費用の計上**することにより、**能力向上**からICT施工への参入を促す

ICT活用工事成績評価の拡大

ICT施工経験・未経験企業問わず、「ICT活用工事」において全面的な活用を希望せず、部分的に活用した場合

(1) ①～④の何れか1つ以上を実施した場合は工事成績で**加点評価する**

※経費は計上しない。【ICT施工未経験企業の場合は上記のとおり】

(2) 実施した内容の内、何れか1つでも元請けとして内製化した場合は、上記に加え**加点評価する**

※施工計画書に実施内容と実施主体（元請け・下請けの別）を明示

③ ICT活用証明書交付の取組み【新規】

- 四国地方整備局発注の「ICT活用工事」において全面的な活用を行った監理技術者等に対して成績評定通知時に「ICT活用証明書」を交付（平成31年4月1日以降に公告した工事を対象）
- **令和2年度の総合評価から、「ICT活用証明書」を提出した配置予定技術者の加点評価を行う**
- 令和元年度内完成工事における活用証明書の交付予定件数：40工事（土工：31工事、舗装：9工事）

交付基準

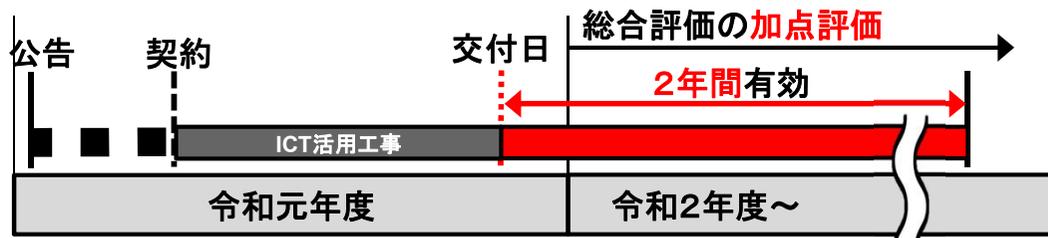
- 平成31年4月1日以降に公告した工事で、ICTの全面的な活用を行った工事が対象。
- 工事が完成し、ICTの全面的な活用が出来たことを確認後、成績評定通知時に「ICT活用証明書」を交付。

※「ICT活用工事」とは、

- ① 3次元起工測量、② 3次元設計データ作成、③ ICT建機による施工、④ 3次元出来形管理等の施工管理、⑤ 3次元データの納品 を全て実施した工事。

ICT活用証明書の交付と加点評価

- ICT活用証明書の有効期限は、交付日から2年間有効。
- **令和2年度の総合評価から、全ての工事で加点評価を実施。**



総合評価

◆ 技術者評価で加点

評価の視点		評価項目	評価点
技術者の能力等	継続教育 (CPD) の取り組み状況	配置予定技術者のCPD (継続教育) 等	5
	配置予定技術者の施工経験	主任 (監理) 技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験	10
	工事成績評定点	配置予定技術者の同種工事の評定点	30
	優良工事表彰	優良技術者表彰の有無	5
ICT全面活用工事の実績		ICT活用証明書の有無	2



3. 持続性のある地域建設業の育成

①企業における工事成績評価期間の延長 【拡充】

地域の担い手である地元企業の受注機会の拡大を目的として、企業の実績工事成績評価平均点における対象期間を現在の過去2年度間から4年度間に延長する。

◆近年の取り組み

- 平成29年度まで：一般土木B等級、鋼橋上部A等級、アスファルト舗装A等級、PC
- 平成30年度：一般土木工事C等級に拡充
- 令和2年度：全ての工種に適用拡充

工種名	等級区分	評価年数 4年間の場合の 加対象企業数 (H27~H30)	評価年数 2年間の場合の 加対象企業数 (H29~H30)	増加数
一般土木工事	A	10	6	+4
	B	12	8	
	C	133	118	
	D	7	6	+1
アスファルト舗装工事	A	12	8	
	B	21	18	+3
鋼橋上部工事		12	10	
造園工事		28	18	+10
建築工事	A	3	3	
	B	5	5	
	C	22	13	+9
	D	5	2	+3
電気設備工事	A	7	7	
	B	14	9	+5
	C	1	1	
暖冷房衛生設備工事	A	4	4	
	B	8	6	+2
	C	4	1	+3
セメント・コンクリート舗装工事		7	7	
プレストレストコンクリート工事		11	10	
法面処理工事		12	6	+6
塗装工事		7	5	+2
維持修繕工事		124	112	+12
河川しゅんせつ工事		1	1	
機械設備工事		25	17	+8
通信設備工事		21	15	+6
受変電設備工事		9	6	+3

②登録基幹技能者の配置に関する加点措置【継続】

熟達した作業能力と豊富な知識を持ち、現場をまとめ効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた「登録基幹技能者」について、WTO工事を除く全工事において引き続き加点評価を実施する。

◆近年の取り組み

- 平成30年度 351件で実施 延べ競争参加者1,648者のうち1,222者（約74%）が申請し、246件で配置
- 令和元年度 314件で実施 延べ競争参加者1,107者のうち 779者（約70%）が申請し、188件で配置（12月末時点契約済み工事）
- 令和2年度も継続

◆工事成績点に大きく評価は現れてはいないが、登録基幹技能者の従事により、「品質確保の確実性が上がる」「現場の士気が上がる」「安心して監督できる」等、現場の監督職員からは概ね好評。

③堤防維持工事等において河川維持管理技術者等を評価する工事【継続】

台風や地震等の異常気象時における河川管理施設の状況把握等、特別な巡視である「河川巡視工」を行う河川維持工事において、地域の河川に熟知し、維持管理についての的確な状態の把握と対応の提案を行うことの出来る「河川維持管理技術者等」の評価を引き続き実施する。

◆一般財団法人河川技術者教育振興機構の以下の資格試験(H27年度創設)に合格し、登録した者

- 河川維持管理技術者：河川の維持管理に求められる応用的技術や経験を有するほか、地域の河川に関する知識・経験を有する技術者
- 河川点検士：河川の維持管理における点検等に関する基本的技術・経験を有する技術者

その他企業評価において加点評価

- 河川維持管理技術者の活用 → 5点(加点)
- 河川点検士の活用 → 3点(加点)

近年の取り組み

- 平成30年度 加点評価されたのは28者/51工事（うち9者が受注）
- 令和元年度 加点評価されたのは 3者/ 8工事（うち受注者なし）（12月末時点契約済み工事）
- 令和2年度も継続

④自治体実績評価型(試行)【継続】

近年において直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大し、地域建設業の担い手を確保することを目的として、企業及び技術者評価の工事成績において県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同等に扱う試行を実施する。

◆近年の取り組み

- 平成27年度から試行を実施
- 平成30年度は、実施件数24件（全参加者87者 活用户8者 うち受注者2者）
- 平成31年度からは、直轄と自治体に差がある評価項目を見直し、更に同等性を向上させるため、維持修繕工事にも適用を拡大
- 令和元年度（12月末時点契約済み工事） 実施件数34工事（全参加者90者 活用户9者 うち受注者3者）
- **令和2年度は試行件数を拡大して継続**

【標準の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

【自治体実績評価型の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	-
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

<見直し内容>

- 直轄と自治体を同等に評価する。
- 評価項目として設定しない。

3. 持続性のある地域建設業の育成

⑤地元企業の新たな参入を促す方式(チャレンジ型)の試行【継続】

直轄実績や県実績が無く(少なく)新規参入が困難な企業への受注機会を拡大し、新たな地域建設業の担い手を確保することを目的として、工事成績及び表彰等を評価せず、同種工事实績、近隣地域の施工実績等のみで評価を行う試行を実施する。

【実施内容】

- 参加者が少ないことが想定される建築関係の工事、機械、電気設備の工事を想定。なお、一般土木工事等でも効果が期待できる案件は適用予定。
- 競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減のため、「**簡易な施工計画**」を求めない。

【標準の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜



【チャレンジ型の配点表(例)】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験 ※	10
	工事成績	—
	優良技術者表彰	—
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	—
	工事に係る表彰	—
	近隣地域の施工実績 ※	10
	災害支援に係る表彰等	—
その他企業評価		適宜

◆近年の取り組み

- ・令和元年度(12月末時点契約済み工事)
実施件数 3工事
(全参加者7者 新規参入者1者
うち受注者1者)
- ・令和2年度も継続

評価項目として設定しない。

※直轄と自治体の評価に差がある評価項目

⑥ 橋梁補修工事等の施工実績を評価する試行(橋梁上部) 【拡充】

- 橋梁の品質を長期にわたって確保するためには、新設橋梁の設計や施工時において、損傷の実態を踏まえた構造上の配慮等が重要
- 橋梁補修工事等の実績を有する企業は、損傷が発生しやすい箇所や損傷内容・要因等を熟知しており、その知識を新設構造物の施工にフィードバックすることで、橋梁の長寿命化や品質の更なる向上が期待できる。
- 新設の鋼橋上部工事・PC橋上部工事において、「橋梁補修工事等の実績を有する企業を加点評価」する試行を実施

「橋梁補修工事等の実績」とは、四国地整または四国四県、四国内市町村発注の橋梁上部の補修または耐震補強を行った工事の実績

◆ 近年の取り組み

- ・ 令和元年度（12月末時点契約済み工事） 実施件数12工事（全参加者70者 活用户26者 うち受注者10者）
- ・ **令和2年度より、四国内市町村発注の橋梁補修工事等の施工実績にも適用拡充**

【実施内容】

試行対象工事 : 鋼橋上部工事、PC橋上部工事（いずれも新設。WTO対象案件を除く。）
 評価する補修工事等 : 過去4年度間に、元請けとして施工した四国地整または四国四県、四国内市町村発注の橋梁補修工事等
 評価方法 : 橋梁補修工事等の実績を総合評価の「その他企業評価」で加点評価（最大5点）

■ その他企業評価

「橋梁補修工事等の施工実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
橋梁補修工事等の実績の有無	四国地整発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	5	/ 5
	四国四県発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	3	
	四国内市町村発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	1	

3. 持続性のある地域建設業の育成

⑦ 橋梁補修工事、経常維持工事の施工実績を評価する試行(橋梁下部) 【新規】

- 橋梁の品質を長期にわたって確保するためには、新設橋梁の設計や施工時において、損傷の実態を踏まえた構造上の配慮等が重要
- 橋梁補修工事等の実績を有する企業は、損傷が発生しやすい箇所や損傷内容・要因等を熟知しており、その知識を新設構造物の施工にフィードバックすることで、橋梁の長寿命化や品質の更なる向上が期待できる。
- 新設の一般土木工事C等級（橋梁下部工事に限る）において、「橋梁補修工事等の実績を有する企業を加点評価」する試行を実施

「橋梁補修工事等の実績」とは以下の工事のいずれかの実績

- ・ 橋梁補修工事（四国地整・四国四県）： 橋梁の補修または耐震補強を行った工事
- ・ 経常維持工事（四国地整のみ）： 年間を通して実施する河川（ダムを含む）または道路の維持工事

【実施内容】

- 試行対象工事： 一般土木工事C等級（橋梁下部工事（新設）に限る。）
- 評価する補修工事等： 過去4年度間に、元請けとして施工した四国地整または四国四県発注の橋梁補修工事等
- 評価方法： 橋梁補修工事等の実績を総合評価の「その他企業評価」で加点評価（最大3点）

■ その他企業評価 「橋梁補修工事等の施工実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
橋梁補修工事等の 実績の有無	四国地整発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	3	/ 3
	四国四県発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	2	

⑧ 経常維持工事の施工実績(企業)を評価する試行 **【新規】**

経常維持工事は、河川・道路の日々のメンテナンスに加え、災害等の異常時には緊急的な措置を行うことから、地域の安全・安心の確保のためには非常に重要な工事である。施工する企業には、24時間体制で緊急かつ多岐にわたる工事内容への対応等、技術力・マネジメント力が必要とされる。

これらの実績を有する企業は、経常維持工事以外の工事においても十分に活躍できる能力があると考えられることから、**経常維持工事の施工実績を新規発注工事の総合評価で加点評価**を行う。

※経常維持工事（四国地整）：年間を通して実施する河川（ダムを含む）または道路の維持工事

【実施内容】

試行対象工事： **一般土木工事C等級**
 ※令和2年度は、**難易度Ⅲ以下**の工事で、**20件程度**の試行を実施予定
 評価する施工実績：**過去4年度間**に元請けとして施工した**四国地整発注の経常維持工事**
 評価方法：**経常維持工事の実績を総合評価の「その他企業評価」で加点評価（3点）**

■ その他企業評価

「経常維持工事の施工実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
経常維持工事の施工実績の有無	四国地整発注の経常維持工事の施工実績あり	3	／ 3

3. 持続性のある地域建設業の育成

⑨ 経常維持工事の施工経験（技術者）を評価する試行【新規】

経常維持工事は、河川・道路の日々のメンテナンスに加え、災害等の異常時には緊急的な措置を行うことから、地域の安全・安心の確保のためには非常に重要な工事である。従事する主任（監理）技術者（以下「技術者」という）には、24時間体制で緊急かつ多岐にわたる工事内容への対応等、技術力・マネジメント力が必要とされる。

これらの実績を有する技術者は、経常維持工事以外の工事においても十分に活躍できる能力があると考えられることから、**経常維持工事の施工経験を新規発注工事での同種工事の施工実績として扱う試行を、一般土木工事C等級において実施する。**

経常維持工事での継続的な担い手確保、並びに従事した技術者が他工事で活躍することが期待される。

※経常維持工事：年間を通して実施する河川（ダムを含む）または道路の維持工事

【実施内容】

- 試行対象工事 : **一般土木工事C等級**
- 評価する施工実績 : 過去4年度間に、元請けの技術者として施工した四国地整発注の経常維持工事（専任期間）
- 資格要件 : 経常維持工事の施工経験と競争参加資格要件（技術者）の同種工事の施工実績を同等とみなす
- 評価方法 : 経常維持工事の施工経験を「より同種性の高い工事」として評価（下表参照）

■ 同種工事の施工経験

平成17年度以降の主任（監理）技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験、又は平成17年度以降の経常維持工事の施工経験		直轄	旧公団等	他省庁・都道府県・政令指定都市	市町村	その他
主任（監理）技術者等	より同種性の高い工事、又は経常維持工事の施工経験	10.0	7.0	5.0	3.0	0.0
	同種性が認められる工事	7.0	5.0	3.0	1.0	0.0
担当技術者	より同種性の高い工事	7.0	5.0	3.0	1.0	0.0
	同種性が認められる工事	5.0	3.0	1.0	0.0	0.0

■ 同種工事の工事成績評定通知による評定点

平成24年度以降の配置予定技術者の同種工事の評定点、又は平成24年度以降の経常維持工事の評定点	直轄工事において主任（監理）技術者等		直轄工事において担当技術者又は四国四県発注工事において主任（監理）技術者等	
	より同種性の高い工事、又は経常維持工事	同種性が認められる工事	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事
80点以上	30.0	20.0	20.0	10.0
80点未満 78点以上	25.0	15.0	15.0	5.0
78点未満 76点以上	20.0	10.0	10.0	0.0
76点未満 74点以上	15.0	5.0	5.0	0.0
74点未満 72点以上	10.0	0.0	0.0	0.0
72点未満 70点以上	5.0	0.0	0.0	0.0
70点未満	0.0	0.0	0.0	0.0

※経常維持工事の施工経験は「より同種性の高い工事」として評価する。

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

① 余裕期間制度（試行）【継続】

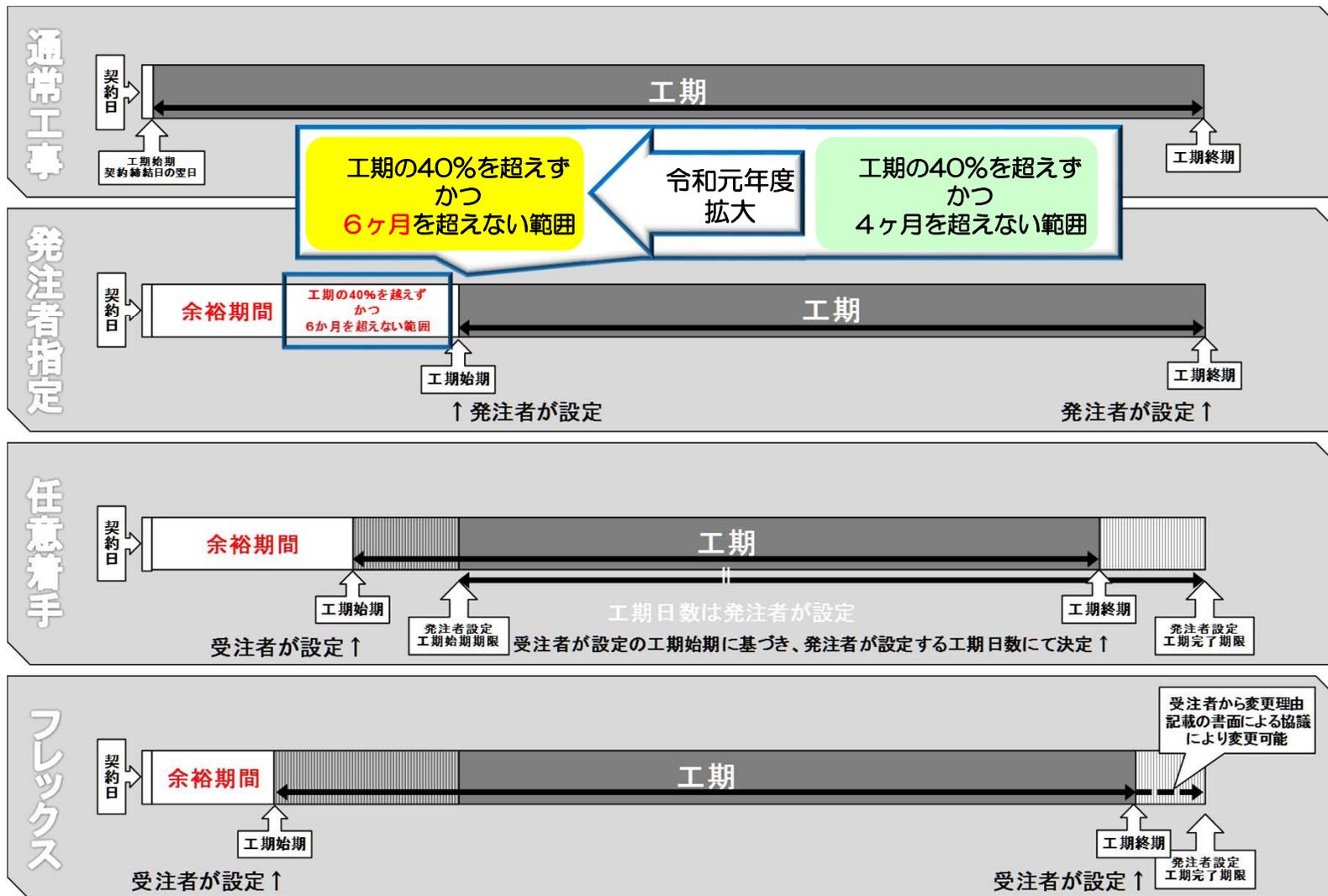
余裕のある工期設定により、「技術者の確保」、「建設資材・建設労働者の確保」、「施工時期の平準化」等において、受注者側による柔軟な対応が可能となることから、引き続き当該制度の試行を継続する。

近年の取り組み

◆ 令和元年度実施件数

- ・ 発注者指定 18件
- ・ 任意着手 4件
- ・ フレックス 5件

◆ 令和2年度も継続



※本省通知「余裕期間制度の活用について」等では、余裕期間+工期=全体工期、工期=実工期(実工事期間)、工期始期=工事の始期と表現しております。

②一括審査方式(試行) 【拡充】(発注見通し公表でのグループ明示)

競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続き、受注者間の競争による総合的な品質の向上を目的とした一括審査方式に取り組む。

本官・分任官工事において対象案件、入札動向等を慎重に見極めつつ、積極的に試行を継続する。また、令和2年度から、発注見通しの公表時に一括審査対象工事のグループを明示し、対象工事を明確化する。

◆近年の取り組み

- 平成25年度から実施しており、令和元年度は26組56件で実施
- 令和元年度は、本官工事において異なる事務所間の工事にも採用を拡大し、2組4件で実施
- 令和2年度も継続

【令和元年度まで】

[〇〇河川国道事務所]
工事名：令和2年度 〇〇改良工事
1) 工事種別：一般土木工事
(中略)
6) その他：本工事は以下の対象工事である。
・一括審査方式

[〇〇河川国道事務所]
工事名：令和2年度 ●●改良工事
1) 工事種別：一般土木工事
(中略)
6) その他：本工事は以下の対象工事である。
・一括審査方式

発注見通しの公表イメージ



【拡充】

[〇〇河川国道事務所]
工事名：令和2年度 〇〇改良工事
1) 工事種別：一般土木工事
(中略)
6) その他：本工事は以下の対象工事である。
・一括審査方式 (道路1)

[〇〇河川国道事務所]
工事名：令和2年度 ●●改良工事
1) 工事種別：一般土木工事
(中略)
6) その他：本工事は以下の対象工事である。
・一括審査方式 (道路1)

==== 部分は一括審査のグループ明示箇所

③段階選抜方式【継続】(簡易確認型発注方式の試行)

技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的に段階選抜方式に取り組む。

競争参加者、発注者双方のさらなる負担軽減として、一次審査で提出する60枚程度の技術資料等（技術提案書は除く）を1枚の簡易技術資料のみとし、一次審査通過者に対してのみ、従来の技術資料等の提出を求めて記載内容を確認する試行を実施する。

令和2年度は、WTO対象の一般土木（トンネル等）、建築及び港湾土木の全工事で実施する。

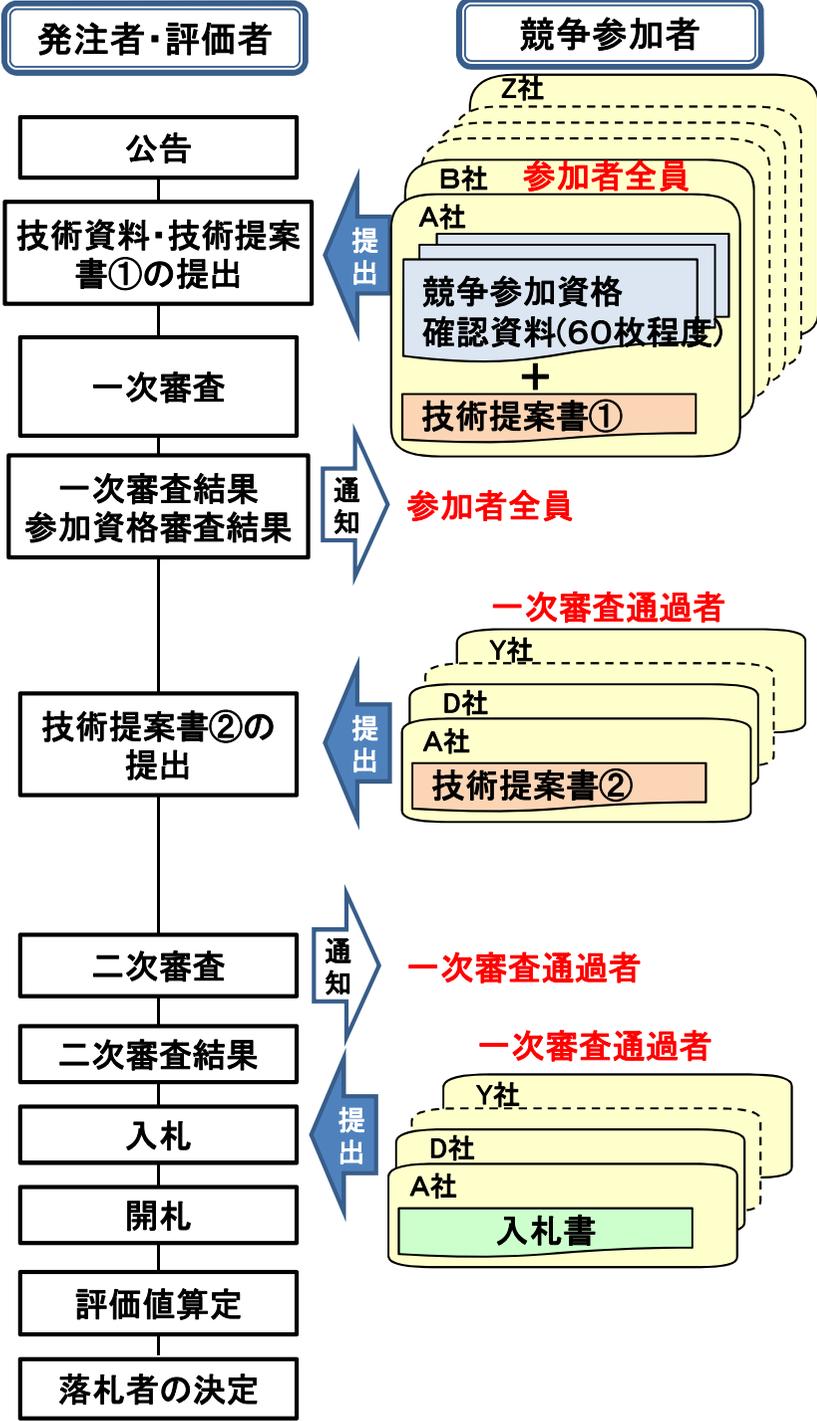
【段階選抜方式とは】

- 1次審査は、「技術者評価」、「企業評価」及び「技術提案①」の評価により上位15位までを絞り込み。
- 2次審査は、「技術提案①」の評価に加え「技術提案②」の評価（15社程度）により総合評価を実施。

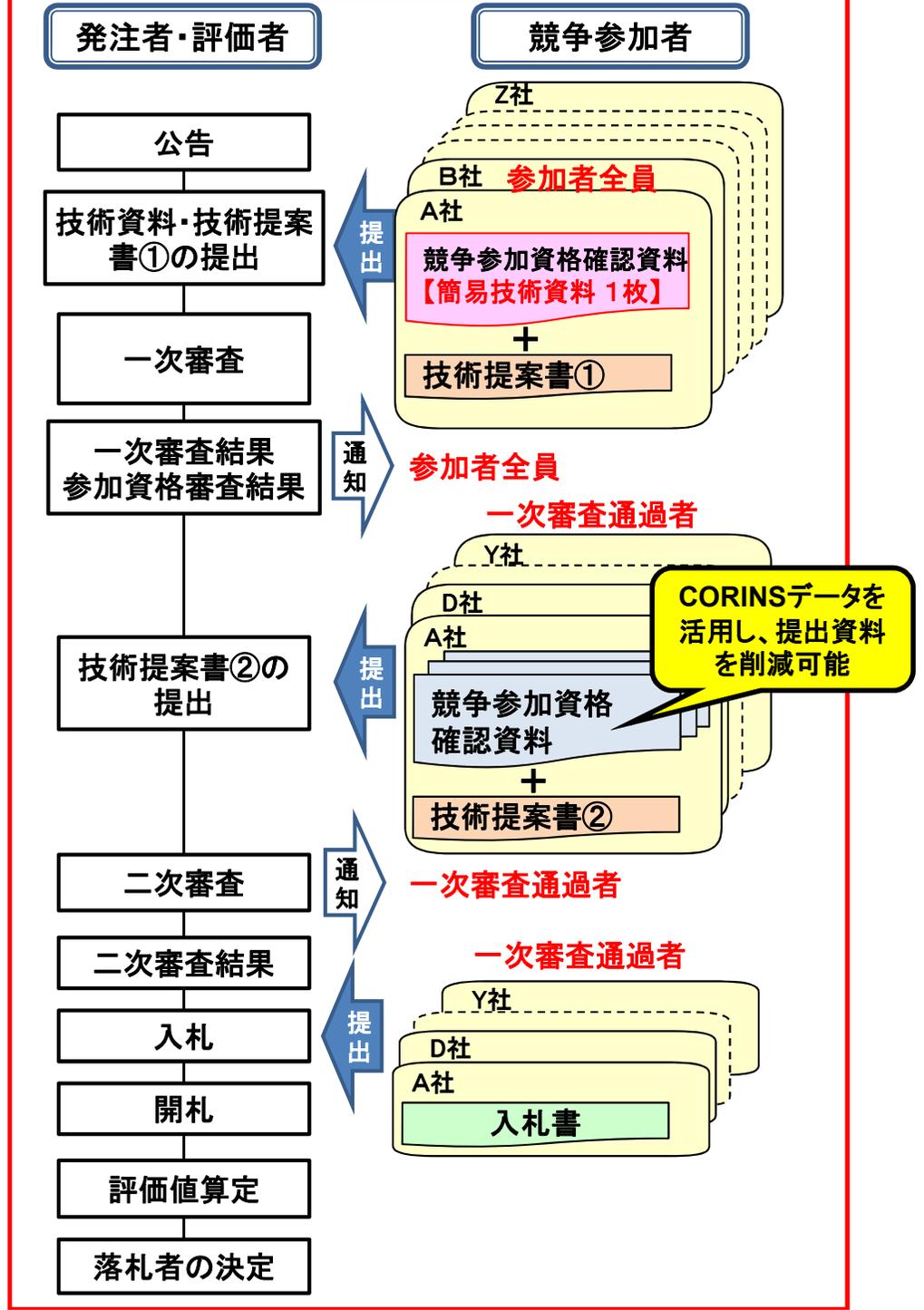
◆近年の取り組み

- 段階選抜方式については、平成22年度から実施しており、令和元年度は3件（5工事）実施。
- 令和元年度から、配置予定技術者に求める同種工事の施工経験を3件から1件に緩和。
- 令和2年度から、一次審査に「簡易技術資料」を導入し、事務負担を軽減。
また、二次審査時に提出を求める技術資料は、CORINSデータを活用することで、提出書類の削減をすることができることとする。

現行方式



簡易確認型



④技術提案・交渉方式【継続】

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第56号）において、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）が規定され、平成28年度より全国で適用が開始されている。

四国地方整備局においても、令和元年度に高知県内の橋梁補修工事に適用しており、今後も積極的に適用する。

1. 適用工事

① 発注者が最適な仕様を設定できない工事

例：国家的な重要プロジェクト開催までに確実な完成が求められる大規模なものである一方、交通に多大な影響を及ぼすため、工事期間中の通行止めが許されないことから、高度な工法等の活用が必要な高架橋架け替え工事

② 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事

例：構造的に特殊な橋梁における大規模で複雑な損傷の修繕工事

2. 契約タイプとして3つの類型から選定

1) 設計・施工一括タイプ

⇒ 優先交渉権者と価格等の交渉を行い、設計及び施工の契約を締結

2) 技術協力・施工タイプ (ECI※)

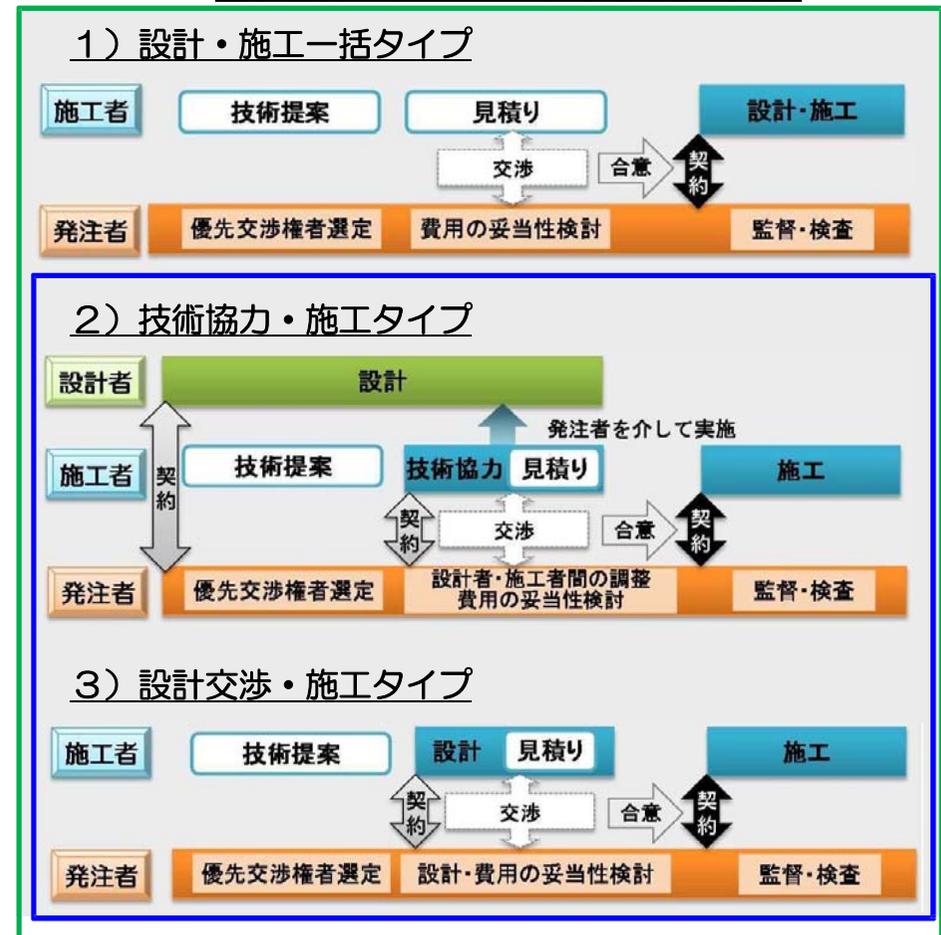
⇒ 優先交渉権者と技術協力業務を締結。別契約の設計に提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、施工の契約を締結

3) 設計交渉・施工タイプ (ECI※)

⇒ 優先交渉権者と設計業務を締結。設計の過程で価格等の交渉を行い施工の契約を締結

※Early Contractor Involvementの略

各契約タイプにおける手続の流れ



【業務】
令和2年度
総合評価落札方式等実施方針

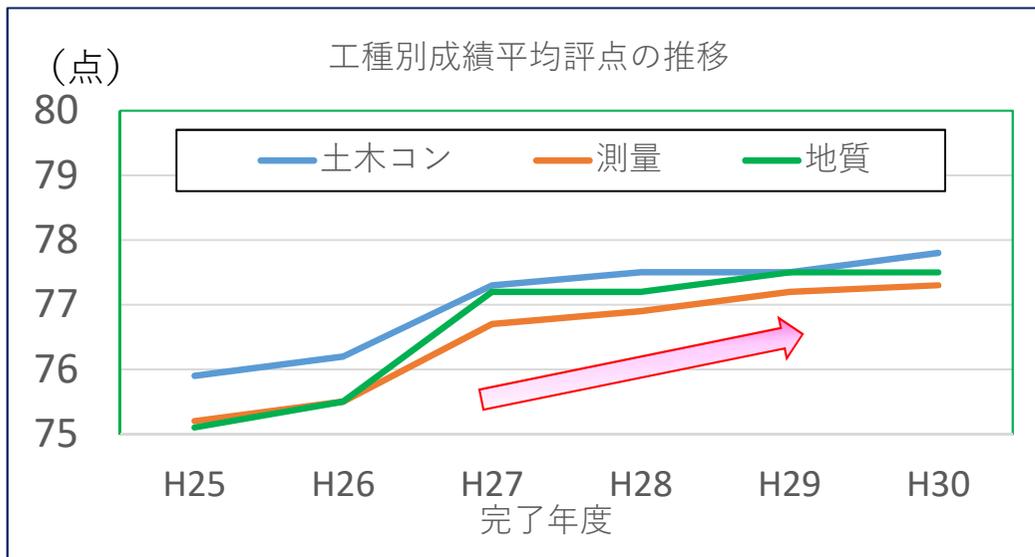


(1) 業務成績の評価点の見直しについて

●成績平均評価点【選定・指名段階】 (企業・技術者共通)

平均評価点	配点
78.0点以上	30
76.0点以上 ～ 78.0点未満	23
74.0点以上 ～ 76.0点未満	15
72.0点以上 ～ 74.0点未満	11
70.0点以上 ～ 72.0点未満	7
68.0点以上 ～ 70.0点未満	3
68.0点未満	0

企業	技術者
28.3%	34.6%
67.7%	62.0%
3.1%	3.0%
0.0%	0.2%
0.0%	0.0%
0.0%	0.0%
0.8%	0.2%



工種別成績平均評価点の推移

全体の9割以上が配点上位レンジに集中

<改善点>

- ①上位評価レンジの改善
- ②評価点間隔(2点間隔)の改善

74点未満の該当者は少数

<改善点>

- ③下位評価レンジの改善

- ◆企業評価、技術者評価ともに全体の9割以上が配点上位レンジに集中
- ◆業務平均点は上昇傾向であり、平均点(77点台)を取得すれば、2位の配点を取得可能な状況
- ◆74点未満の該当者は少数

◆よりきめ細やか配点の見直しが必要

※成績は四国地方整備局発注業務【港湾除く】(土木コン、測量、地質)の平均評価点
 ※技術者とは、管理(主任)技術者及び担当技術者
 ※全ての発注方式を対象にテクリス検索結果を集計
 ※企業成績は過去2カ年、技術者成績は過去4カ年の実績が対象(入札手続き評価時と同様)
 ※表示(四捨五入)の関係で合計値があわない場合あり

(1) 業務成績の評価点の見直しについて

(現行)

選定・指名段階

	平均評価点	配点	比率	企業	技術者
①	78.0 点以上	30	100%	28.3%	34.6%
②	76.0 点以上 ~ 78.0 点未満	23	75%	67.7%	62.0%
③	74.0 点以上 ~ 76.0 点未満	15	50%	3.1%	3.0%
④	72.0 点以上 ~ 74.0 点未満	11	35%	0.0%	0.2%
⑤	70.0 点以上 ~ 72.0 点未満	7	25%	0.0%	0.0%
⑥	68.0 点以上 ~ 70.0 点未満	3	10%	0.0%	0.0%
⑦	68.0 点未満	0	0%	0.8%	0.2%

(改善)

選定・指名段階

	平均評価点	配点	比率	企業	技術者
①	80.0 点以上	30	100%	0.0%	4.1%
②	79.0 点以上 ~ 80.0 点未満	27	90%	3.1%	5.7%
③	78.0 点以上 ~ 79.0 点未満	24	80%	25.2%	24.7%
④	77.0 点以上 ~ 78.0 点未満	21	70%	49.6%	46.4%
⑤	76.0 点以上 ~ 77.0 点未満	18	60%	18.1%	15.6%
⑥	75.0 点以上 ~ 76.0 点未満	15	50%	3.1%	2.5%
⑦	72.0 点以上 ~ 75.0 点未満	9	30%	0.0%	0.7%
⑧	70.0 点以上 ~ 72.0 点未満	3	10%	0.0%	0.0%
⑨	70.0 点未満	0	0%	0.8%	0.2%

①上位評価レンジの改善

◆上位を2点引き上げ **80点以上** とする

②評価点間隔の改善

◆評価対象者が多い箇所は **1点間隔** とする

③下位評価レンジの改善

◆下位を2点引き上げ **70点未満** とする

◆75点未満を **3段階** にまとめる

※成績は四国地方整備局発注業務【港湾除く】(土木コン、測量、地質)の平均評価点

※技術者とは、管理(主任)技術者及び担当技術者

※全ての発注方式を対象にテクリス検索結果を集計

※企業成績は過去2カ年、技術者成績は過去4カ年の実績が対象(入札手続き評価時と同様)

※表示(四捨五入)の関係で合計値があわない場合あり

(2) 令和2年度 入札契約方式の取り組みについて

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

【継続】

- ① 出産・育児等による休業期間の評価（技術者評価対象期間に当該休業期間を加算）
- ② 調査・設計等業務における技術者資格登録規程の活用（国土交通省登録技術者資格（民間資格）を加点評価）
- ③-1 管理（主任）補助技術者の配置【若手支援タイプⅠ】
（45歳以下の管理（主任）技術者について管理（主任）補助技術者を配置可能とし、管理（主任）補助技術者を評価）
- ③-2 配置予定技術者の年齢評価の試行（年齢による加点）【若手支援タイプⅡ】
（管理（主任）管理技術者の年齢により加点評価）
- ③-3 配置予定技術者の年齢評価の試行（年齢制限）【若手支援タイプⅢ】※
（管理（主任）技術者の参加要件を45歳以下に設定）
- ④ 建設シニアからの技術継承を促す試行（60歳以上の担当技術者の配置を加点評価）※

【新規】

- ⑤ 事業促進PPP、PM、CM業務実績の加点評価

2. 生産性向上への取り組み

【継続】

- ① 大規模構造物設計に加え予備設計や地質調査へのBIM/CIM活用（3次元データの活用により生産性向上を図る）

黒文字：継続 青文字：拡充 赤文字：新規
※：令和元年度より試行

(2) 令和2年度 入札契約方式の取り組みについて

3. 持続性のある地域企業の育成

【継続】

- ① 自治体(県)発注業務成績を活用する業務の検討
- ② 四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行
(簡易公募総合評価落札方式(簡易型)の業務成績評価を四国地整の実績で評価)
- ③ 学会表彰の活用 (四国に支部のある学会表彰を加点評価)※
- ④ 四国実績を重視した業務(プロポーザル方式)の試行 (企業・技術者評価において四国地整の実績で評価)
- ⑤ 地域企業の活用促進(チャレンジ型) (企業・技術者の成績・表彰を評価しない)※

【新規】

- ⑥ 災害支援等関係功労企業に対する感謝状を評価

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

【継続】

- ① 特定(評価)テーマの評価項目の明確化

【拡充】

- ② 一括審査方式の試行(発注見通し公表でのグループ明示)
- ③ 総合評価落札方式 簡易な実施方針の試行 (実施方針の記載内容を簡易化)※

黒文字:継続 青文字:拡充 赤文字:新規
※:令和元年度より試行

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

① 出産・育児等による休業期間の評価 【継続】 【対象: 全ての発注方式】

○配置予定技術者の評価(業務実績・成績・表彰)対象期間内に「出産・育児等による休業」期間がある場合は評価対象期間に当該休業期間に相当する期間を加算可能とする。

ただし、休業期間が確認できる資料の写し(取得証明書等)の提出は申請者の判断とし、提出がない場合は評価対象期間に加算しないものとする。

配置予定技術者が評価対象期間内に出産・育児等で休業していた場合
(確認できる資料の提出があった場合)

■評価対象期間【改定前】

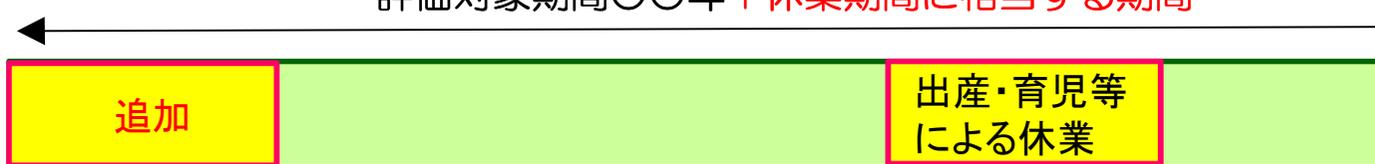
評価対象期間〇〇年



改定前は、休業していたにも関わらず、その期間も評価対象期間とされていた。

■評価対象期間【改定後】

評価対象期間〇〇年 + 休業期間に相当する期間



改定後は、休業していた期間に相当する期間を評価対象期間に遡って加える。

◆近年の取り組み

- ・平成29年度より全ての業務に適用
- ・令和2年度も継続

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

②調査・設計等業務における技術者資格登録規程の活用 【継続】 【対象:全ての発注方式】

- 一定水準の技術力等を有する民間資格を「国土交通省登録資格」として登録する制度を導入し、評価基準（技術者資格）において加点評価する。（平成27年1月より活用）
- 登録規程に位置づけられた業務については、評価する資格に「国土交通省登録技術者資格」を追加する。

登録規程に位置付けがない場合

- ①国家資格
 - ・技術士
 - ・博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
- ②民間資格
 - ・RCCM
 - ・地質調査技士（地質調査分野に適用）
 - ・土木学会認定技術者【特別上級、上級、一級】
（土木関係分野に適用）
 - ・コンクリート診断士
（コンクリート構造物の維持・修繕に適用）
 - ・土木鋼構造診断士
（鋼構造物の維持・修繕に適用）等

あり
登録規程に位置づけ

登録規程に位置付けがある場合

- ①国家資格
 - ・技術士
 - ・博士（研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用）
 - ②国土交通省登録技術者資格
 - ③上記以外の民間資格
 - ※②以外で、これまで評価していたRCCM、土木学会認定技術者などの資格等
- ※評価方法
- <管理技術者、照査技術者>
 - ①→②→③の順位で評価
 - <担当技術者>
 - ①、②は、同等、③は次位で評価

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

②調査・設計等業務における技術者資格登録規程の活用 【継続】

◆近年の取り組み

- H28.2に民間資格111資格を追加
- H29.2に民間資格50資格を追加
- H30.2に民間資格40資格を追加
- H31.1に民間資格37資格を追加
- R2.2に民間資格32資格を追加

- (維持管理分野:49資格 計画・調査・設計分野:62資格)
- (維持管理分野:37資格 計画・調査・設計分野:13資格)
- (維持管理分野:36資格 計画・調査・設計分野:4資格)
- (維持管理分野:37資格 計画・調査・設計分野:なし)
- (維持管理分野:30資格 計画・調査・設計分野:2資格)

●維持管理分野(点検・診断等業務)

施設等名	登録資格数						
	H27.1 R2.2更新	H28.2	H29.2	H30.2	H31.1	R2.2	計
土木機械設備	—	2	0	0	0	0	2
公園(遊具)	0	4	0	0	0	0	4
堤防・河道	—	0	0	4	0	0	4
下水道管路施設	—	1	1	0	0	0	2
砂防設備	1	1	0	0	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	0	3
海岸堤防等	4	0	2	0	0	0	6
橋梁(鋼橋)	16	13	13	4	4	2	52
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	6	7	2	57
トンネル	5	13	8	3	1	2	32
道路土工構造物(土工)	—	—	—	—	14	12	26
道路土工構造物 (シェッド・大型カルバート等)	—	—	—	—	8	8	16
舗装	—	—	—	9	1	4	14
小規模附属物	—	—	—	7	2	0	9
港湾施設	4	0	0	3	0	0	7
空港施設	0	1	0	0	0	0	1
計	50	49	37	36	37	30	239

●計画・調査・設計分野

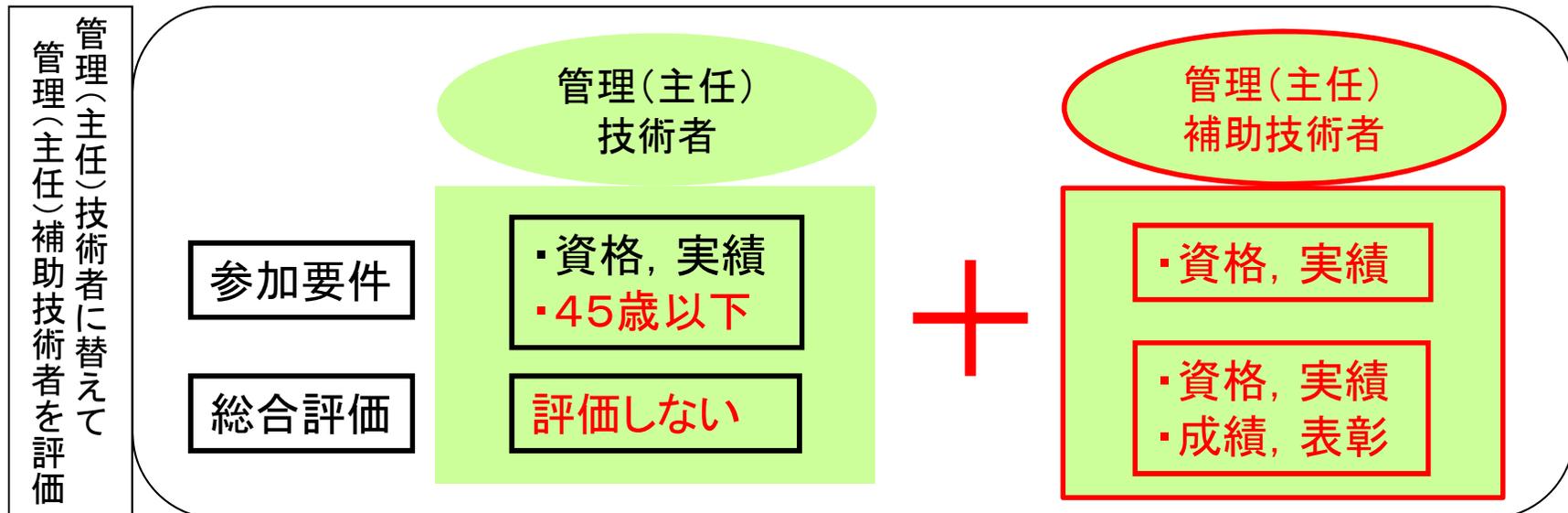
施設等名	登録資格数					
	H28.2	H29.2	H30.2	H31.1	R2.2	計
地質・土質	9	3	1	0	0	13
宅地防災	—	—	1	0	0	1
建設環境	2	0	2	0	1	5
電気施設・通信施設・制御処理システム	1	0	0	0	0	1
建設機械	1	0	0	0	0	1
土木機械設備	1	0	0	0	0	1
都市計画及び地方計画	1	0	0	0	0	1
都市公園等	2	0	0	0	0	2
河川・ダム	2	1	0	0	0	3
下水道	1	0	0	0	0	1
砂防	2	0	0	0	0	2
地すべり対策	2	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	0	0	0	3
海岸	12	4	0	0	0	16
道路	3	3	0	0	0	6
橋梁	3	1	0	0	0	4
トンネル	2	1	0	0	0	3
港湾	14	0	0	0	1	15
空港	1	0	0	0	0	1
計	62	13	4	0	2	81

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

③-1 管理(主任)補助技術者の配置【若手支援タイプⅠ】 【継続】

【対象:総合評価落札方式(土木コン, 測量, 地質調査)ただし他の若手支援関係試行と重複させない】

- 若手技術者の登用促進・育成を目的として、参加表明書提出期限日時点で45歳以下の者を管理(主任)技術者として配置する際、管理(主任)補助技術者1名を追加配置可能とする。 ※管理(主任)補助技術者は担当技術者として配置
- 配置予定技術者の評価は、管理(主任)技術者に替えて管理(主任)補助技術者の評価値を採用する。
ただし、管理(主任)技術者が参加表明書提出期限日時点で46歳以上の場合、または管理(主任)補助技術者の経歴等及び同種・類似業務等の実績についての提出がない場合は、管理(主任)技術者の評価値を採用する。
- 管理(主任)補助技術者の資格要件, 実績要件, 手持ち業務量制限は、管理(主任)技術者と同じとする。
- 技術提案書のヒアリングにおいて、管理(主任)補助技術者による説明・回答の補助を認める。



◆近年の取り組み

・平成29年度(試行開始) 総合評価落札方式の全ての業務に適用

・平成30年度	実施件数190業務	(全参加者830者)	活用人	94者	うち受注者23者)
・令和元年度(12月末時点契約済み業務)	実施件数247業務	(全参加者956者)	活用人	106者	うち受注者38者)
・令和2年度も継続	実施件数212業務	(全参加者830者)	活用人	82者	うち受注者31者)

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

③-2 配置予定技術者の年齢評価の試行(年齢による加点)【若手支援タイプⅡ】 【継続】

【対象:総合評価落札方式(簡易型)(土木コン, 測量, 地質調査)ただし他の若手支援関係試行と重複させない】

○若手技術者の登用促進・育成を目的として、配置予定管理(主任)技術者の年齢による加点を実施する。

次式により加点を行う。 加点=6点-(年齢-37)×0.5点

ただし37歳以下の者は加点を6点とし、49歳以上の者は0点とする。

加点は少数点以下を切り上げ整数とする。 例:44歳の場合 加点2.5点 → 3点

●参加表明時点

評価項目	評価着目点	総合評価 簡易【1:1】 (従来)		若手タイプⅡ (試行)	
参加表明者の 経験及び能力 【企業】	資格・実績 等	登録部門	5	5	5
		同種・類似 実績	10	10	10
	成績・表彰	成績	30	30	30
		表彰	5	5	5
配置予定管理 技術者の経験 及び能力 【管理技術者】	資格・実績 等	技術者 資格	10	10	10
		同種・類似 実績	5	5	5
		成績・表彰	30	30	30
	若手評価	—	6	6	
	表彰	5	5	5	
	計		100	106	106

●技術提案時点

評価内容	評価着目点	総合評価 簡易【1:1】 (従来)		若手タイプⅡ (試行)	
配置予定管理 技術者の経験 及び能力 【管理技術者】	資格・実績 等	技術者資格	10	10	10
		同種・類似 実績	5	5	5
		CPD	2	2	2
	成績・表彰	成績	28	28	28
		若手評価	—	6	6
		表彰	5	5	5
実施方針	業務理解度	20	20	20	
	実施手順	20	20	20	
	その他	10	10	10	
		100	106	106	

◆近年の取り組み

- 平成30年度(試行開始)
- 令和元年度(12月末時点契約済み業務)
- 令和2年度は各事務所2件程度の試行実施

実施件数15業務(全参加者45者 活業者35者 うち受注者13者)
 実施件数25業務(全参加者86者 活業者53者 うち受注者19者)

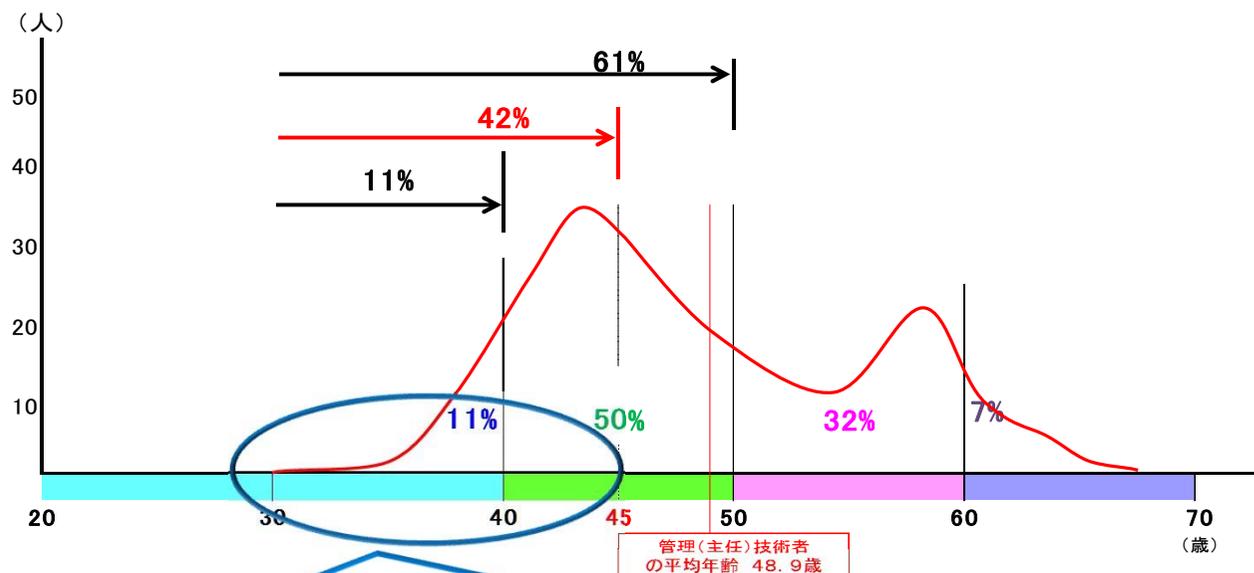
1. 担い手の確保による働き方改革の推進

③-3 配置予定技術者の年齢評価の試行(年齢制限)【若手支援タイプⅢ】 【継続】

【対象:総合評価落札方式(簡易型) (土木コン, 測量, 地質調査)ただし他の若手支援関係試行と重複させない】

- 配置予定管理技術者の年齢に制限を設け、若手技術者の活躍の場を拡大する。
- 参加表明書提出期限日時点で45歳以下の配置予定管理(主任)技術者のみ参加可能とする。

■H27~29完了業務の管理(主任)技術者の年齢分布



管理(主任)技術者の平均年齢は49歳と高齢化が進んでおり、今後も継続的に技術者を確保していくためには若手技術者(45歳以下:42%)の確保・育成が急務。

参加要件

総合評価

管理(主任)
技術者

・資格, 実績
・45歳以下

・資格, 実績
・成績, 表彰

◆近年の取り組み

- ・令和元年度(試行開始)
(12月末時点契約済み業務)
実施件数6業務(全参加者17者)
- ・令和2年度は各事務所1件程度の試行実施

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

④建設シニアからの技術継承を促す試行 【継続】

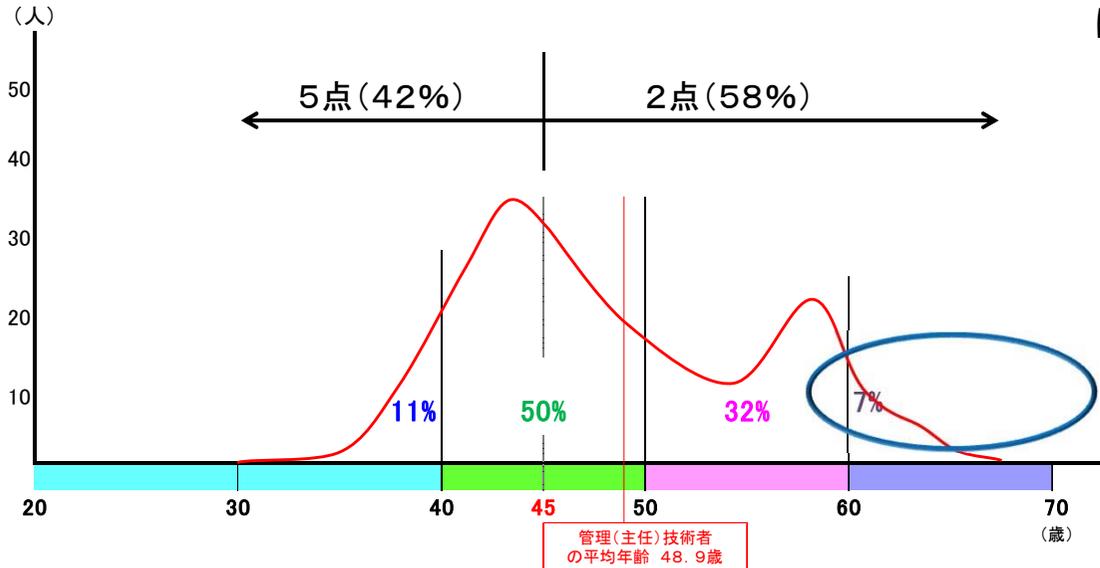
【対象：プロポーザル方式（土木コン，測量，地質調査）】

- 建設シニアの豊富な知識・経験を若手技術者が継承することで、継続的な技術力維持を目的とする。
- 60歳以上の技術者を担当技術者に配置した場合に加点する。

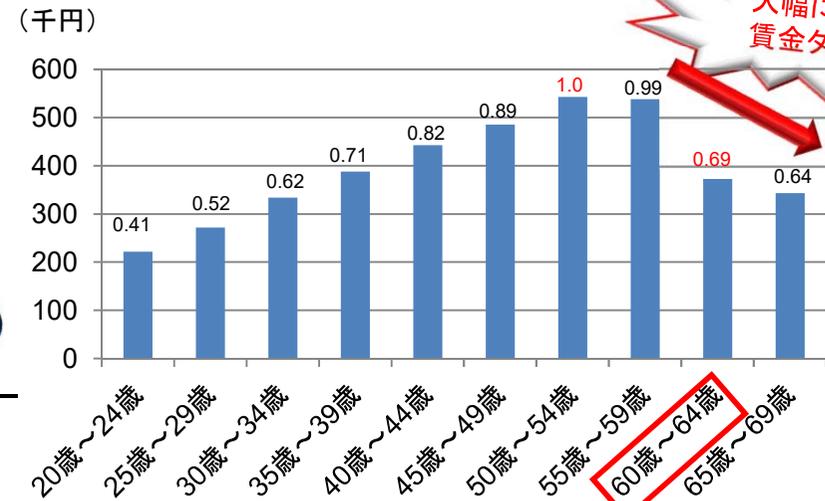
◆加点条件

- ・60歳以上の技術者を担当技術者に配置した場合に加点する。
- ・担当技術者は過去10年以内に管理(主任)技術者として、同種または類似の実績を有する者であること。
- ・**配置予定管理技術者の年齢が45歳以下の場合は5点、45歳を超える場合は2点を加点する。**

■H27～29完了業務の管理(主任)技術者の年齢分布



■建設コンサルタント(学術研究、専門・技術サービス)における年齢別賃金



出典：平成29年賃金構造基本統計調査(厚労省) ※グラフの小数点はピーク比率を示す

◆近年の取り組み

- ・令和元年度（試行開始）（12月末時点契約済み業務） 実施件数9業務（全参加者28者 活用人19者 うち受注者6者）
- ・令和2年度は各事務所1件程度の試行実施

1. 担い手の確保による働き方改革の推進

⑤事業促進PPP等の実績評価の試行 **【新規】** 【対象:プロポーザル方式（土木コン, 測量, 地質調査）】

- 事業促進PPP等で培った豊富なマネジメント経験を活用することを目的とする。
- 事業促進PPP、PM、CM業務の過去10年度の管理(主任)技術者、担当技術者実績を加点評価する。

●技術提案時点

評価項目	評価着目点	プロポーザル方式 (従来)	PPP等実績評価 (試行)
配置予定管理技術者の経験及び能力 【管理技術者】	資格・実績等	技術者資格等	10
		同種・類似実績	5
		CPD	2
		PPP等実績	—
	成績・表彰	成績実績	28
		表彰実績	5
実施方針	業務理解度	10	
	実施手順	15	
	その他	5	
特定テーマに対する技術提案	的確性	60	
	実現性	60	
計		200	

◆取り組み予定

- ・令和2年度は各事務所1件程度の試行実施

2. 生産性向上への取組

①大規模構造物設計に加え予備設計や地質調査へのBIM/CIM活用 (3次元データの活用により生産性向上を図る) 【継続】

■松山河川国道事務所のBIM/CIM推進状況 (3次元地形測量を基に予備設計実施)

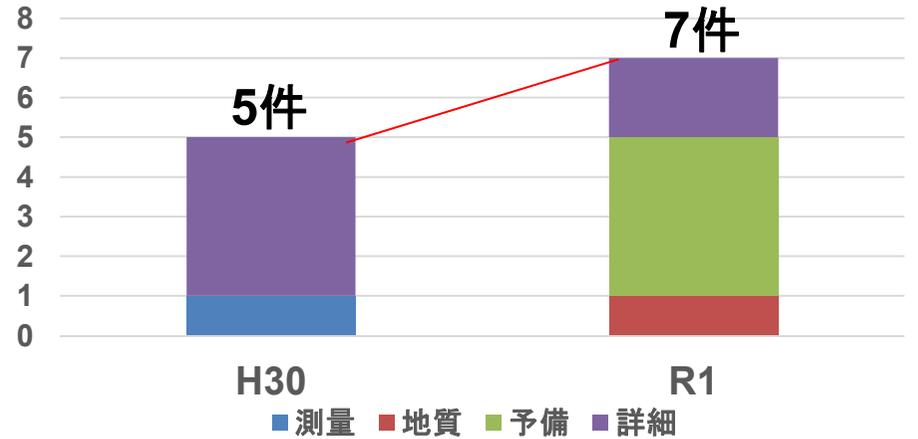
BIM/CIM走行シミュレーションによる地元説明



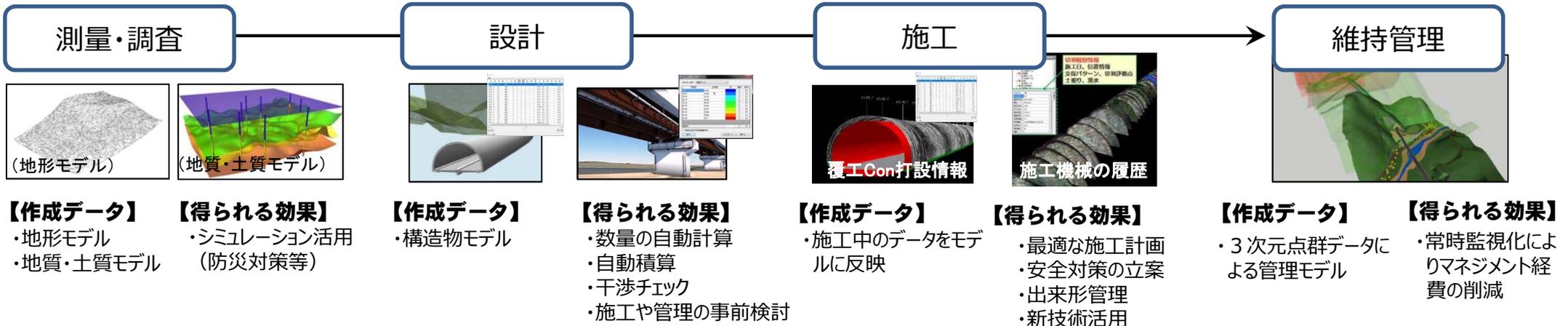
松山河川国道事務所はi-Constructionをより一層推進し、生産性革命『貫徹』に向けて、3次元データ等の活用をリードするi-Constructionモデル事務所としてR2.3.12に決定。

◆大規模構造物等のBIM/CIM実施状況

詳細設計の他、地質調査、予備設計でBIM/CIM実施



BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management)



3. 持続性のある地域企業の育成

①自治体(県)発注業務成績を活用する業務の検討 【継続】

◆現状・課題

- ・自治体(県)発注業務の同種や類似業務実績については、国実績と同様に評価を実施している。
- ・自治体(県)発注業務の業務成績や表彰実績を評価項目として取り入れた発注は現在行っていない。
- ・地域コンサルは地域に貢献し、自治体の実績も重ねており、特に災害時等、緊急時の対応は地域コンサルが実施している。

◆対応

上記課題を踏まえて、地域の守り手確保のためには地域コンサルの育成・存続は不可欠であることから、令和2年度は引き続き、自治体の成績を活用した試行業務を検討する。

◆検討内容

業務手続きにおける評価項目案

- ① 自治体(県)の業務表彰(災害対応除く)を評価
- ② 自治体(県)の業務成績を評価
- ③ 災害時対応による自治体からの感謝状などを評価

※ 対象業務は、総合評価方式(簡易型)の調査設計、地質調査、測量を想定し、選定評価、総合評価の両方で検討

◆近年の取り組み

- ・平成30年度は、自治体の業務成績及び表彰実績の実態調査
- ・令和元年度は、調査した集計データについて整理
- ・令和2年度は、調査した集計データについて協議・検討

3. 持続性のある地域企業の育成

②四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行 【継続】

【対象：総合評価落札方式(簡易型) (土木コン, 測量, 地質調査)】

- 国土交通省では、インフラが適切に維持管理されるよう施設の老朽化対策に取り組んでいる。
- 四国内のインフラのメンテナンス及び補修が適切に行われるように、四国に精通した技術者の育成を図るため、四国地域での実績が優れた企業及び技術者を評価する試行業務を行う。
- 総合評価落札方式(簡易型)の企業および技術者の業務成績について、四国地方整備局発注業務の成績のみで評価を行う。

〔平成27年度まで〕

企業及び技術者の業務成績

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局
発注の完了業務の平均点で評価



〔平成28年度より試行〕

企業及び技術者の業務成績

**四国地方整備局発注の
完了業務**の平均点で評価

◆近年の取り組み

- ・平成28年度(試行開始) 総合評価落札方式(簡易型)の全ての業務に適用
- ・令和2年度も継続

3. 持続性のある地域企業の育成

③学会表彰の活用 【継続】 【対象：全ての発注方式】

○地盤工学会四国支部、土木学会四国支部に加え、日本応用地質学会中国四国支部の表彰を活用する。

〔平成30年度まで〕

評価基準

【地質】技術者表彰

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等技術者の局長表彰、事務所長表彰又は地盤工学会四国支部、土木学会四国支部における技術者表彰について下記の順位で評価する。

- ①四国地方整備局長表彰の実績あり
- ②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり
- ③四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり
- ④地盤工学会四国支部表彰(技術賞、技術開発賞、研究・論文賞)の実績あり、土木学会四国支部表彰(技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀発表賞)の実績あり



〔令和元年度より試行〕

評価基準

【地質】技術者表彰

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等技術者の局長表彰、事務所長表彰又は地盤工学会四国支部、**日本応用地質学会中国四国支部及び**土木学会四国支部における技術者表彰について下記の順位で評価する。

- ①四国地方整備局長表彰の実績あり
- ②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり
- ③四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり
- ④地盤工学会四国支部表彰(技術賞、技術開発賞、研究・論文賞)の実績あり、**日本応用地質学会中国四国支部(優秀発表賞、優秀ポスター賞)**の実績あり、土木学会四国支部表彰(技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀発表賞)の実績あり

◆近年の取り組み

- ・令和元年度は、日本応用地質学会中国四国支部の表彰実績を評価対象に追加
- ・令和2年度も継続

3. 持続性のある地域企業の育成

④ 四国実績を重視した業務(プロポーザル)の試行 【継続】

○プロポーザル方式による設計業務を対象に、企業及び技術者評価について、四国地方整備局での実績を優位に評価する。

- ・ 同種・類似業務実績 : 四国地方整備局の同種業務実績を加え優位に評価
- ・ 業務成績、表彰実績 : 四国地方整備局の発注業務、表彰実績のみを評価

〔標準〕

同種・類似	評価項目	配点
	① 同種	5
	② 類似	3
成績	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の完了業務平均点で評価	
	平均評価点	
	① 80.0 点以上	30
	② 79.0 点以上 ~ 80.0 点未満	27
	以下略	
表彰	評価項目	配点
	① 四国地整局長	5
	② 四国地整事務所長	3
	③ 四国地整外局長&事務所長	2
	④ 土木学会四国支部	2



〔平成27年度より試行〕

同種・類似	評価項目	配点
	① 四国内同種	7
	② 四国外同種	5
	③ 類似	3
成績	・ 四国地整完了業務の平均点で評価	
	・ 満点を「25」に変更	
	平均評価点	
	① 80.0 点以上	25
	② 79.0 点以上 ~ 80.0 点未満	23
	以下略	
表彰	評価項目	配点
	① 四国地整局長	8
	② 四国地整事務所長	4
	③ 土木学会四国支部	2

2点移動し四国地整同種業務を優位に評価



3点移動し、四国地整表彰を優位に評価

◆近年の取り組み

- ・ 平成27年度 (試行開始) 実施件数1業務 (全参加者10者 活用人 1者 うち指名1者 うち受注者0者)
- ・ 平成28年度 実施件数8業務 (全参加者70者 活用人 11者 うち指名7者 うち受注者3者)
- ・ 平成29年度 実施件数3業務 (全参加者20者 活用人 4者 うち指名3者 うち受注者0者)
- ・ 平成30年度 実施件数3業務 (全参加者15者 活用人 4者 うち指名4者 うち受注者0者)
- ・ 令和元年度 (12月末時点契約済み業務) 実施件数3業務 (全参加者12者 活用人 2者 うち指名2者 うち受注者0者)
- ・ 令和2年度は5件程度の試行実施

3. 持続性のある地域企業の育成

⑤地域企業の活用促進(チャレンジ型) 【継続】

【対象:総合評価落札方式(簡易型)(土木コン, 測量, 地質調査)】

○地域コンサルタントの活用の拡大と育成を目的として、自治体発注業務実績しかない企業に対し、直轄業務への参入を促すことを目的とする。

○企業・技術者の成績、表彰の評価は実施しない。(直轄実績のある者との差をつけない)

●参加表明時点

評価項目	評価着目点		総合評価簡易	チャレンジ型
			【1:1】 (従来)	(試行)
参加表明者の 経験及び能力 【企業】	資格・実績 等	登録部門	5	5
		同種・類似 実績	10	10
	成績・表彰	成績	30	評価しない
		表彰	5	評価しない
配置予定管理 技術者の経験 及び能力 【管理技術者】	資格・実績 等	技術者 資格	10	10
		同種・類似 実績	5	5
	成績・表彰	成績	30	評価しない
		表彰	5	評価しない
計			100	30

●技術提案時点

評価 内容	評価着目点		総合評価簡易	チャレンジ型
			【1:1】 (従来)	(試行)
配置予定管理 技術者の経験 及び能力 【管理技術者】	資格・実績 等	技術者 資格	10	10
		同種・類似 実績	5	5
		CPD	2	2
	成績・表彰	成績	28	評価しない
表彰		5	評価しない	
実施方針		業務理解度	20	20
		実施手順	20	20
		その他	10	10
		計	100	67

◆近年の取り組み

- ・令和元年度(試行開始)(12月末時点契約済み業務)実施件数4業務(活ユーザー 8者)
- ・令和2年度は5件程度の試行実施

3. 持続性のある地域企業の育成

⑥災害支援等関係功労企業に対する感謝状を評価 **【新規】** **【対象：全ての発注方式】**

○災害対応といった緊急的な支援活動に協力した企業への感謝状を評価する。

(参考)平成30年7月豪雨の支援活動に対する感謝状【業務関係13者】

〔令和元年度まで〕

【記載例】評価基準

【土木コン】企業表彰(プロポーザル方式)の場合

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等の局長表彰、事務所長表彰又は、土木学会四国支部における企業表彰について、下記の順位で評価する。

- ①四国地方整備局長表彰の実績あり
- ②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり
- ③四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり
- ④土木学会四国支部表彰(地域技術賞、地域貢献賞)の実績あり
- ⑤上記に該当しない場合は加点しない。



〔新規〕

【記載例】評価基準

【土木コン】企業表彰(プロポーザル方式)の場合

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等の局長表彰、事務所長表彰、**四国地方整備局管内事務所長から感謝状**又は、土木学会四国支部における企業表彰について、下記の順位で評価する。

- ①四国地方整備局長表彰の実績あり
- ②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり
- ③**四国地方整備局管内事務所長からの災害支援等関係功労企業に対する感謝状の実績あり**
- ④四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり
- ⑤土木学会四国支部表彰(地域技術賞、地域貢献賞)の実績あり
- ⑥上記に該当しない場合は加点しない。

◆取り組み予定

- ・令和2年度は全ての業務で試行実施

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

①特定(評価)テーマの評価項目の明確化 【継続】

【対象:プロポーザル方式、総合評価落札方式(標準型) (土木コン, 測量, 地質調査)】

○入札手続きにおける評価の公平性を確保し、技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的に特定(評価)テーマの評価において記載する着眼点の項目数を限定する。

●評価基準 【特定(評価)テーマ】的確性

[平成29年度まで]

着眼点、問題点及び解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって、有効性が高い場合に優位に評価する。



[令和30年度より試行]

着眼点、問題点及び解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって、有効性が高い場合に優位に評価する。

※着眼点については、**2つ**までとする。**2つ**を超える記載があった場合は、全ての項目について優位に評価しない。

◆近年の取り組み

- 平成30年度(試行開始)プロポーザル方式、総合評価落札方式(標準型)の全ての業務で実施
- **令和2年度も継続**

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

②一括審査方式の試行 **【拡充】発注見通し公表でのグループ明示** 【対象：総合評価落札方式】

- 技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続きを目的とする。
- 発注の見通しの公表時に一括審査方式及びグループの明示を行い、対象業務を明確化する。

◆近年の取り組み

- ・平成30年度（試行開始） 5組13件で実施
- ・令和元年度（12月末時点契約済み業務） 10組22件で実施
- ・令和2年度も継続

〔令和元年度まで〕

発注見通しの公表イメージ

〔拡充〕

[〇〇河川国道事務所]
業務名：令和2年度 〇〇地質調査業務
1) 業務区分：地質調査業務
(中略)
5) その他：総合評価落札方式

[〇〇河川国道事務所]
業務名：令和2年度 ●●地質調査業務
1) 業務区分：地質調査業務
(中略)
5) その他：総合評価落札方式

グループを明示

[〇〇河川国道事務所]
業務名：令和2年度 〇〇地質調査業務
1) 業務区分：地質調査業務
(中略)
5) その他：総合評価落札方式
一括審査方式(道路1)

[〇〇河川国道事務所]
業務名：令和2年度 ●●地質調査業務
1) 業務区分：地質調査業務
(中略)
5) その他：総合評価落札方式
一括審査方式(道路1)

一括審査のグループを明示

4. 仕事の効率化による働き方改革の推進

③総合評価落札方式 簡易な実施方針の試行 **【拡充】簡素化の促進**

【対象：総合評価落札方式(簡易型)】

○技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的とし、実施方針を簡易なものとする。

○文字サイズを10ポイント以上、記載する行数を10行以下とし、更なる簡素化を図る。

〔標準〕

評価項目	評価項目の着眼点		評価
		評価基準	
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	20
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10
計			50

<記載内容>

- 実施方針
 - 実施フロー
 - 工程表
 - その他
- 計4項目

〔拡充〕

評価項目	評価項目の着眼点		評価
		評価基準	
簡易な実施方針	業務理解度	業務の目的、業務の実施方針が適切に記載されている場合に優位に評価する。	30
	実施手順	業務量の把握状況を示す工程計画が妥当な場合に優位に評価する。	20
	計		50

<記載内容>

- 簡易な実施方針
 - 工程表
- 計2項目

◆近年の取り組み

- ・令和元年度（試行開始）（12月末時点契約済み業務）
- ・令和2年度は各事務所2件程度の試行実施

実施件数8業務（活ユーザー22者）

